

(届出概要説明資料)

## 審議案件に関する概要

令和2年(2020年)8月31日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項〔新設〕
届出日	平成2年2月14日
担当部署	オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課

### 1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
株式会社 みんと 代表取締役 平間 圭	東京都中央区晴海三丁目13番1号 E4507

### 2 届出事項

(1)店舗名及び住所	ツルハドラッグ北見中央三輪北店 北海道北見市中央三輪2丁目312番1 ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	
(3)新設日	令和2年10月15日	
(4)店舗面積の合計	1,258 m <sup>2</sup>	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	53台
	駐輪場の収容台数	12台
	荷さばき施設の面積	27 m <sup>2</sup>
	廃棄物保管施設の容量	7 m <sup>3</sup>
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時から午後9時45分まで
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から午後10時まで
	駐車場の出入口数	出入口3箇所
	荷さばき時間帯	午前6時から午後10時まで

### 3 審査事項

(1)駐車場整備 等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 45台 ≤ 設置台数 53台
	従業員駐車場等の整備	35台
	駐輪場の整備	12台

	来客車両等の入出庫方法	平面自走式 オペレーター無し				
	搬入車両等の誘導	・計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。				
	歩行者の安全対策	・各出入口に一旦停止の路面標示及び通学路、学童注意標示看板をするほか、それぞれの出入口において、指定方向外進行禁止（右折入出庫禁止等）の看板等を設置し、歩行者や自動車の安全確保に配慮する。				
	交通整理員の配置	・繁忙時に、交通整理員を配置し、駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導等を行い、安全の確保や違法駐車のを防止を図る。 ・配置場所については、各出入口周辺を基本とする。				
	除排雪による堆積方法	・除排雪業者と契約し、原則10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・冬期雪堆積場として、35台分が確保されており、一時的に堆雪するが、適時排雪を行い必要駐車台数の確保に努める。				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	規制基準値	予測結果	評価	
		1	55dB	35dB	○	
		2	55dB	41dB	○	
		3	55dB	46dB	○	
		4	55dB	38dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	規制基準値	予測結果	評価	
		1	45dB	13dB	○	
		2	45dB	22dB	○	
		3	45dB	21dB	○	
		4	45dB	15dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	冷凍機①	40dB	26dB	○
		a2	排気④	40dB	32dB	○
	荷さばき作業等の対策		・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音の削減に取り組む。			
附帯設備・施設等の対策		・室外機は最新の低騒音型を設置する。				

	青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業終了後は、駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等が侵入して騒音公害を起こさないよう配慮する。</li> </ul>
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に午後 10 時以降及び午前 6 時以前には行わない。</li> <li>・万が一騒音問題が発生した際は迅速に適切な対応を図る。</li> <li>・駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置し、近隣住宅に配慮するよう啓蒙する。</li> </ul>
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 6 m <sup>3</sup> ≤ 設置容量 7 m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物保管施設は屋内に設け、廃棄物の飛散防止や美観・衛生面に配慮する。</li> </ul>
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。</li> </ul>
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。</li> </ul>
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ等は屋内の廃棄物等保管施設に密閉して保管し、悪臭の発生を防ぐ。</li> </ul>
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適正な対応策を講じる。</li> </ul>
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図る。</li> <li>・屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守する。</li> </ul>
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用、あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行う。</li> </ul>
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして防犯を図る。</li> </ul>
(7) 関係行政機関との協議状況		
公安委員会		
北海道北見方面 北見警察署交通課		<p>令和 2 年 1 月 2 7 日 届出書案を提出し、概要を説明。 <b>北見警察署</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツルハドラッグ店舗入口前左右に止まれ表示を設けること。</li> </ul> <p><b>対応方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツルハドラッグ店舗入口前左右に止まれ表示をする。</li> </ul>

		北海道警察本部 交通部交通規制課	令和2年1月30日 届出案を提出し計画概要を説明 <b>道警本部</b> ① ツルハドラッグドライブスルー経路の奥（東側）にもドライブスルーの案内を表示するように。 ② 荷さばき施設の近くを一般車両が走行するので、荷さばき施設が明確になるように区画線で明示するように。 ③ 焼肉店前の駐車列に対しても突入防止のバリカーを設置するように。 <b>対応方針</b> ① ドライブスルー案内表示を適切に設置する。 ② 荷さばき施設部分をゼブラ表示等で走行・駐車禁止を明確にする。 ③ 焼肉店前の駐車列部分にバリカーを設置する。
	地元市町村		
		北見市商工観光部 商業労政課	令和2年1月27日 届出書案を提出し計画概要を説明。 関係各課に説明するように、とのこと。
		北見市市民環境部 環境課	令和2年1月28日 届出案を提出し計画概要を説明。 とくに指摘事項はなし。
		北見市市民環境部 廃棄物対策課	令和2年1月28日 届出書案を提出し計画概要を説明。 とくに指摘事項はなし。
	道路管理者 (北見市都市建設部 道路管理課)		令和2年1月28日 届出書案を提出し計画概要を説明。 計画出入口について了承を得る。 構造等詳細については施工前に協議・申請することとする。

#### 4 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	令和2年4月27日付け意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

#### 5 道（オホーツク総合振興局連絡調整会議）の意見

意見なし
------